

提供依頼書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会秋田支部（以下「秋田支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

記

- 1 健診実施機関は秋田支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において秋田支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって秋田支部が必要と認める情報（以下「事業者健診情報」という。）を提出すること。その際、秋田支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1 による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1 の提出を行う際に、健診実施機関は秋田支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業者健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

令和 年 月 日

事業 所 情 報	健康保険記号	
	所在地 事業所名 事業主名	
	電話番号	
	担当者名	

受診健診機関名	1.	健診受診 (予定) 月	1.	月	月
	2.		2.	月	月
	3.		3.	月	月
	4.		4.	月	月
	5.		5.	月	月

※すでに同様の提供依頼書を提出している場合、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診する場合、ご加入の健康保険が協会けんぽ以外(健康保険組合等)の場合は、提供依頼書の提出は不要です。

※健診実施機関において健診結果の提供データ作成が困難な場合には、健診結果(写)の提供を依頼させていただきますのでご協力ください。